

<p>○ 建設業の営業の停止命令</p> <p>【公 告】</p>	<p>目 次</p>	<p>岡 山 県 公 報</p>
<p>監理課</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
		<p>目 次</p>
		<p>担当課（室）</p>



# 令和3年11月22日 岡山県公報 第12347号

〔四九五〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

令和三年十一月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

令和三年十一月二十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号 有限会社誠和建設

所在地 備前市日生町日生一八六二―三

代表者の氏名 吉形 俊夫

許可番号 岡山県知事許可（般一ニ）第一七二七八号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

2 期間

令和三年十二月六日から同月八日までの三日間

四 処分の原因となった事実

有限会社誠和建設及び同社の代表取締役が、同社の業務に関し、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項第一号、第二項第一号及び第二号並びに第七十六条の二の規定により、令和三年九月二十九日に岡山簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、同年十月十二日に確定した。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。